

法科大学院評価基準要綱新旧対照表

No.	改定内容		頁
1	法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成 27 年 6 月改定）	3 巡目に向けた改定	1
2	法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 29 年 3 月改定）	ポリシーの策定 SD の実施	73
3	法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 29 年 6 月改定）	適性試験の任意化	77
4	法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 30 年 4 月改定）	入学者選抜に関する改正 教員組織に関する改正	81

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成 27 年 6 月改定）

（下線の部分は改定部分）

新	旧	関係法令等
I 総則	（同左）	
1 評価の目的	（同左）	
1－1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。 （１）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。 （２）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。 （３）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。	1－1 （同左）	
2 評価基準の性質及び機能	（同左）	
2－1 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する大学評価基準として策定されたものである。	2－1 （同左）	【学校教育法】 第百九条 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

新	旧	関係法令等
2-2 評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。	2-2 (同左)	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 (法科大学院の適格認定等) 第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。 【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 (法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項

新	旧	関係法令等
		の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。 - 一 教員組織に関すること。 - 二 教育課程に関すること。 - 三 施設及び設備に関すること。 - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。 (法科大学院に係る法第百十条第二項 各号を適用するに際して必要な細目) 第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 - 一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。 - イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。 - ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。 - ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。 - ニ 入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。 - ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。

新	旧	関係法令等
		ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関する事。 ト 授業の方法に関する事。 チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関する事。 リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事。 ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関する事。 ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関する事。 ヲ 教育上必要な施設及び設備(ワに掲げるものを除く。)に関する事。 ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関する事。 カ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果(司法試験の合格状況を含む。)及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関する事。 二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号。次号において「連携法」という。)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものである事。
2-3 基準は、その内容により、次の2つに分類される。 (1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。 例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等 (2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求め	2-3 (同左)	

新	旧	関係法令等
られるもの。 例 「・・・に努めていること。」 等		
2－4 2－3（1）の基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を重点基準とする。	2－4 （同左）	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会平成21年4月17日】 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告） 第4 質を重視した評価システムの構築 1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価 次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。その際、評価基準は、数値のみで杓子定規的に評定するものとならないよう十分に精選されるべきであり、特に法科大学院教育の質の保証の観点から、以下の事項が重点評価項目として定められるべきである。 ・<u>入学者の質</u> （適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など） ・<u>修了者の質</u> （教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など） ・<u>教育体制の確保</u> （教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）
2－5 解釈指針は、各基準に係る説明及び例示を規定したものである。 ただし、「・・・が望ましい。」と規定されたものについては、各法科大学院において、当該解釈指針に定められた内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものとする。	2－5 （同左）	
3 適格認定	（同左）	

新	旧	関係法令等
3-1 機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。 法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。	3-1 （同左）	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 （法科大学院の適格認定等） 第五条 2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。 【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第四条 二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。
3-2 機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。	3-2 （同左）	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 （法科大学院の適格認定等） 第五条 3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 【専門職大学院設置基準】

新	旧	関係法令等
		(趣旨) 第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。 2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。 3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
Ⅱ 基準及び解釈指針	(同左)	
第1章 教育の理念及び目標	(同左)	
1-1 教育の理念及び目標	(同左)	
1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。	1-1-1 (同左)	【大学院設置基準】 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。
解釈指針1-1-1-1 教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。	解釈指針1-1-1-1 (同左)	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 (法曹養成の基本理念) 第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

新	旧	関係法令等
解釈指針 1-1-1-2 教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。	解釈指針 1-1-1-2 (同左)	【学校教育法施行規則】 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的に関すること
1-1-2：重点基準 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。	1-1-2 (同左)	
解釈指針 1-1-2-1 各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、<u>司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）に基づき、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断するものとする。</u>	解釈指針 1-1-2-1 各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、<u>学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。</u>	【学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 （法科大学院に係る法第一百条第二項各号を適用するに際して必要な細目） 第四条 一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。 カ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。
解釈指針 1-1-2-2 <u>次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。</u> <u>（１）５年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の２分の１に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて３回以上あること。</u> <u>（２）５年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの５</u>	(新設)	【平成 27 年 3 月 31 日 26 文科高第 1130 号 文部科学省高等教育局長通知】 「学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」 ２ 留意事項 （３）客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること。 ③ 司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分） 本指標が目安を下回っている場合には、教育の実施状況や教員の質の保証に課題があることが強く類推される。そのため、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案しつつも、法科大学院としてふさわしい教育の質の確保ができているかを重点的に確認する必要がある。

新	旧	関係法令等
<u>年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。</u>		ること。なお、当該指標は入学者の質の確保や入学定員の適正な管理等の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。
<u>解釈指針1-1-2-3</u> 5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。	(新設)	
第2章 教育内容	(同左)	
2-1 教育内容	(同左)	
2-1-1：重点基準 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。	2-1-1：重点基準 (同左)	【専門職大学院設置基準】 (教育課程) 第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
<u>解釈指針2-1-1-1</u> 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。	解釈指針2-1-1-1 (同左)	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 (法曹養成の基本理念) 第二条 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、<u>将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこ</u>

新	旧	関係法令等
		と。
<u>解釈指針 2-1-1-2</u> <u>飛び入学者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。</u>	(新設)	
<u>解釈指針 2-1-1-3</u> <u>他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。</u>	(新設)	
<u>解釈指針 2-1-1-4</u> <u>学生が段階的に履修をできるように、カリキュラムが適切に編成されているほか、法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画や社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入など、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。</u>	<u>解釈指針 2-1-1-2</u> <u>学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。</u>	
<u>2-1-2</u> <u>各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。</u>	(新設)	【共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）】
<u>解釈指針 2-1-2-1</u> <u>「適切な到達目標」とは、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準であることをいい、それが存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう。</u>	(新設)	
(旧基準 2-1-2 と 2-1-3 を統合) 2-1-3：重点基準 次の各号に掲げる授業科目が <u>適切な科目区分の下に開設されていること。</u> (1) 法律基本科目	2-1-2：重点基準 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。 (1) 法律基本科目	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）】 第 5 条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事

新	旧	関係法令等
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) (2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。) (3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。) (4) 展開・先端科目 (応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)	(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) (2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。) (3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。) (4) 展開・先端科目 (応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)	訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。) 三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。) 四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。) 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。
解釈指針 2-1-3-1 <u>本基準は、導入的な授業科目や論文指導など4つの科目区分に該当しない授業科目が開設されることを妨げるものではない。</u>	(新設)	
解釈指針 2-1-3-2 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。	解釈指針 2-1-2-1 (同左)	
解釈指針 2-1-3-3 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目である。	解釈指針 2-1-2-2 (同左)	
解釈指針 2-1-3-4 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する教育内容を備えた授業科目である。	解釈指針 2-1-2-3 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する<u>専門的な</u>教育内容を備えた授業科目である。	

新	旧	関係法令等
解釈指針 2-1-3-5 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。	解釈指針 2-1-2-4 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。	
(旧基準 2-1-2 と 2-1-3 を統合)	2-1-3：重点基準 各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。	
解釈指針 2-1-3-6 基準 2-1-3 (1) から (4) に該当する科目が他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。	解釈指針 2-1-3-1 例えば、法律基本科目に当たる授業科目が、展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。	
解釈指針 2-1-3-7 法律基本科目と展開・先端科目の区分に当たっては、授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかどうかにしたがって判断する。教育の内容が上記基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に区分される。	(新設)	
解釈指針 2-1-3-8 法律基本科目と法律実務基礎科目の区分に当たっては、授業科目の到達目標が法律基本科目の各分野の理解を主眼とするものとなっているか、法律実務に関する基礎的な内容の理解を主眼とするものとなっているか等を踏まえて総合的に判断する。 教育の内容が基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に分類される。	(新設)	
解釈指針 2-1-3-9 一の授業科目の中で、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目又は法律実務基礎科目に該当す	(新設)	

新	旧	関係法令等
る部分とが混在している場合には、その授業科目の基本的な到達目標やそれぞれの割合などを考慮して総合的に判断する。		
2-1-4：重点基準 基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。	2-1-4：重点基準 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。	
解釈指針2-1-4-1 法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することができるカリキュラムは適切とはいえない。	(新設)	
2-1-5：重点基準 基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。 (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） 10単位 (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32単位 (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12単位	2-1-5：重点基準 基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。 (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） 10単位 (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32単位 (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12単位	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文科科学省告示第53号）】 第五条 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。 【平成26年8月11日 26文科高第393号 文部科学省高等教育局長通知】 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」 一 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いについて 法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数については、「専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行

新	旧	関係法令等
		等について（通知）」（21文科高第668号）において、「法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない」運用を求めていたが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点からこれを見直し、1年次及び2年次において合計10単位程度まで許容されることとすること。
解釈指針2-1-5-1 4年を超える標準修業年限を定める場合には、基準2-1-5において「法学未修者については、1年次及び2年次」とあるのは、「法学未修者については、1年次から3年次まで」と読み替えるものとする。	解釈指針2-1-5-1 (同左)	
解釈指針2-1-5-2 <u>法律基本科目において、(1)から(3)までの系に明確に区分できない授業科目については、主たる内容が属する法分野にしたがい、各系に区分整理するものとする。ただし、いずれか1つの系に区分整理することが困難な場合には、法律基本科目の中で上記3つの系とは別に整理するものとする。</u>	(新設)	
2-1-6：重点基準 (1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。 ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位) イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位) ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位) (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は	2-1-6：重点基準 (1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。 ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位) イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位) ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位) (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。	【平成14年8月5日 中央教育審議会答申】 法科大学院の設置基準等について（答申） (5) 教育内容・方法等 b 実務基礎科目群 法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ など (注) ローヤリング …依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、模擬体験をも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的スキルを修得させる。 (注) クリニック …弁護士の監督指導の下に、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる。

新	旧	関係法令等
選択必修とされていること。 ア 模擬裁判 （民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容） イ ローヤリング （依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容） ウ クリニック （弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容） エ エクスターンシップ （法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修） オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 （行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容） （３）（１）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。 （４）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査	ア 模擬裁判 （民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容） イ ローヤリング （依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容） ウ クリニック （弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容） エ エクスターンシップ （法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修） オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 （行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容） （３）（１）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。 （４）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査	（注）エクスターンシップ …法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。

新	旧	関係法令等
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容) イ 法文書作成 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)	(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容) イ 法文書作成 (法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)	
解釈指針 2-1-6-1 法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、<u>授業内容決定のために協議をし、あるいは共同授業の実施をするなど、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。</u>	解釈指針 2-1-6-1 法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 平成 21 年 4 月 17 日】 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告) 第 2 修了者の質の保証 2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底 (2) 法律実務基礎科目の在り方 <法律実務基礎科目の充実> さらに、法律実務基礎教育においては、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。
解釈指針 2-1-6-2 <u>基準 2-1-6 (1) アについては、法曹三者(弁護士、裁判官、検察官)の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている必要がある。</u>	(新設)	
解釈指針 2-1-6-3 <u>基準 2-1-6 (4) ア及びイに掲げる教育内容については、すべての学生に対して指導がされている必要がある。</u>	(新設)	
2-1-7 基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設さ	2-1-7 : 重点基準 基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設さ	

新	旧	関係法令等
<u>れていること。</u>	<u>れ、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。</u>	
2-1-8 基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。	2-1-8：重点基準 基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。	
<u>解釈指針2-1-8-1</u> 展開・先端科目は、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目の履修をすることができるようにされている必要がある。	(新設)	
2-1-9：重点基準 各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。	2-1-9：重点基準 (同左)	【大学設置基準】 (単位) 第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習

新	旧	関係法令等
		又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 (一年間の授業期間) 第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。 (各授業科目の授業期間) 第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。
第3章 教育方法	(同左)	
3-1 授業を行う学生数	(同左)	
3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。	3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文科科学省告示第53号）】 (法科大学院の授業を行う学生数) 第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。
解釈指針3-1-1-1 法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けに鑑みて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。(なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。)	解釈指針3-1-1-1 法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。(なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。)	

新	旧	関係法令等
解釈指針 3-1-1-2 基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次の各号に掲げる者を含む。 (1) 当該授業科目を再履修している者。 (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。	解釈指針 3-1-1-2 (同左)	【大学設置基準】 (科目等履修生等) 第三十一条 4 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。
解釈指針 3-1-1-3 基準 3-1-1 に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。	解釈指針 3-1-1-3 (同左)	
3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。	3-1-2 (同左)	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）】 (法科大学院の授業を行う学生数) 第六条 2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。
解釈指針 3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。 75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされるとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。（解釈指針 3-2-1-3 及び解釈指針 3-2-1-4 を参照。）	解釈指針 3-1-2-1 (同左)	
3-2 授業の方法	(同左)	

新	旧	関係法令等
3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。 (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。 <u>(2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。</u> (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。 (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。 (2) 新設 (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	【専門職大学院設置基準】 (授業の方法等) 第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。 2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。 第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。 (成績評価基準等の明示等) 第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

新	旧	関係法令等
解釈指針 3-2-1-1 「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。	解釈指針 3-2-1-1 (同左)	
解釈指針 3-2-1-2 「批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。	解釈指針 3-2-1-2 (同左)	
解釈指針 3-2-1-3 「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。	解釈指針 3-2-1-3 (同左)	
解釈指針 3-2-1-4 法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。<u>ただし、法学未修者1年次の授業科目においては、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法による可能性を含めて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が図られていることが必要である。</u>	解釈指針 3-2-1-4 法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められるとともに、<u>法学未修者1年次においては、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向的又は多方向的な討論形式を基本としつつ、必要に応じて、講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫が図られていることが必要である。</u>	
解釈指針 3-2-1-5 <u>法科大学院の授業においては、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。</u>	(新設)	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第63回）資料 平成26年7月2日】 法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて 2. 原則として確認すべき事項 したがって、司法試験の過去問を使用して法的知識

新	旧	関係法令等
		の習得や法的思考力等の育成を図ることは何ら禁止されるものではないし、逆に、法科大学院が独自に作成した教材を使用している、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育は不適當である。 3. 具体的な取扱いの考え方 (1) 法科大学院における司法試験に関連する指導方法の具体的な取扱いに関し、法科大学院教育では、将来の法曹としての実務に必要な学識とその応用能力及び、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施することを前提とした上で、下記に掲げる場合については、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせるなどの受験指導に過度に偏した教育に該当しないことを確認する。 【授業における司法試験過去問の扱い】 ○ 授業において、事実認定・論点抽出・論理構成を修得させる際、司法試験論文式の過去問等を題材の一つとして使用すること。
解釈指針 3-2-1-6 法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。 (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。 (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、<u>成績評価や単位認定等</u>に責任をもつ体制が整備されていること。	解釈指針 3-2-1-5 法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。 (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。 (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、<u>単位認定等の成績評価</u>に責任をもつ体制が整備されていること。<u>また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。</u>	

新	旧	関係法令等
解釈指針 3-2-1-7 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的な措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。 (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。 (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。 (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示が<u>な</u>されていること。 (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準 10-1-1 に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。	解釈指針 3-2-1-6 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的な措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。 (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。 (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。 (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示が<u>な</u>されていること。 (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準 10-1-1 に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。	
解釈指針 3-2-1-8 集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保される<u>必要があり、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したり、授業終了の直後に試験が実施されたりしないよう、その実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。</u>	解釈指針 3-2-1-7 集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。	
3-3 履修科目登録単位数の上限	(同左)	
3-3-1：重点基準 法科大学院における各年次における<u>履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。</u> (1) <u>最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させる</u>	3-3-1：重点基準 法科大学院における各年次において、<u>学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。</u>	専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 53 号) (法科大学院の履修科目の登録の上限) 第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。 【平成 26 年 8 月 11 日 26 文科高第 393 号 文科科学省高等教育局長通知】

新	旧	関係法令等
ことができる。 <u>ア 法学未修者 1 年次及び 2 年次に配当される基準 2－1－3（1）に定める法律基本科目に当たる授業科目 8 単位</u> <u>イ 基準 4－2－1（1）ウに定める者の認定において、法学未修者 1 年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6 単位</u> <u>（2）（1）のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、4 4 単位を超える単位数の設定はすることができない。</u>		「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」 二 年間登録単位数の上限について 法科大学院の学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の標準については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 1 5 年文部科学省告示第 5 3 号）第 7 条において、1 年につき 3 6 単位が標準とされているが、上記一によって法律基本科目を増加させた場合には、3 6 単位から概ね 2 割程度（8 単位程度）増加させた 4 4 単位程度まで標準の範囲内であるとする。
（基準 3－3－1（1）に統合）	解釈指針 3－3－1－1 <u>各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は 3 6 単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準 3－3－1 の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、3 6 単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。</u> <u>（1）法学未修者 1 年次及び 2 年次に配当される基準 2－1－2（1）に定める法律基本科目に当たる授業科目。 8 単位</u> <u>（2）基準 4－2－1（1）ウに定める者の認定において、法学未修者 1 年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。 6 単位</u>	
解釈指針 3－3－1－1 <u>基準 3－3－1 にいう「単位数」には、通常の授業時期以外に実施する集中講義、実習、リサーチ・ペーパー等の授業科目に係る単位数をも含む。</u>	（新設）	
解釈指針 3－3－1－2	（新設）	

新	旧	関係法令等
<u>基準 3-3-1 について「その理由が合理的なものであること」とは、その超える単位がエクスターンシップやクリニックなど実習の授業科目に限定されているなど授業科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない場合をいう。ただし、36 単位を超える単位数は必要最小限度のものであることが必要であり、その単位数が4 単位を超えるときは、合理的な理由があるとは認められない。</u>		
(基準 3-3-1 (2) に統合)	解釈指針 3-3-1-3 <u>法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44 単位まで増加させることができる。</u>	
解釈指針 3-3-1-3 <u>基準 3-3-1 (1) ただし書アにいう「法学未修者1 年次及び2 年次に配当される基準 2-1-3 (1) に定める法律基本科目に当たる授業科目」には、法学未修者2 年次において1 年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合は含まれない。この場合において、当該授業科目は、解釈指針 3-3-1-4 第1 項ただし書の4 単位に含まれるものとする。</u>	(新設)	
解釈指針 3-3-1-4 <u>基準 3-3-1 (1) に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4 単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとする。</u> <u>基準 3-3-1 (2) に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</u>	解釈指針 3-3-1-2 <u>解釈指針 3-3-1-1 に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4 単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとする。</u> <u>解釈指針 3-3-1-3 に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</u>	
(基準 3-3-1 (2) に統合)	解釈指針 3-3-1-4	

新	旧	関係法令等
	履修登録可能な単位数の上限は、解釈指針 3-3-1-1 及び解釈指針 3-3-1-2 の規定にかかわらず、いずれの年次においても、44 単位を超える単位数の設定はすることができない。	
解釈指針 3-3-1-5 研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3 年を超える標準修業年限を定める場合には、基準 3-3-1 の定める単位数の上限は、以下によって定まる。 <u>(1) 基準 3-3-1 (1) において「36 単位」とあるのは、「36 を当該標準修業年限数で除した数に 3 を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。</u> <u>(2) 基準 3-3-1 (1) ただし書アの科目の 8 単位については、法学未修者 1 年次又は 2 年次の科目 6 単位以上及び同 3 年次の科目 2 単位以下に振り分けることを妨げない。</u> <u>(3) 基準 3-3-1 (2) において「44 単位」とあるのは、「44 を当該標準修業年限数で除した数に 3 を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。</u>	解釈指針 3-3-1-5 研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3 年を超える標準修業年限を定める場合には、基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-1 において「36 単位」とあるのは、「36 を当該標準修業年限数で除した数に 3 を乗じて算出される数の単位」と、解釈指針 3-3-1-2 において「44 単位」とあるのは、「44 を当該標準修業年限数で除した数に 3 を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。	
第 4 章 成績評価及び修了認定	(同左)	
4-1 成績評価	(同左)	
4-1-1：重点基準 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。 <u>(1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。</u> (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 <u>(3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。</u>	4-1-1：重点基準 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。 (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じら	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 (法曹養成の基本理念) 第二条 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜

新	旧	関係法令等
(4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。 (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。 <u>(7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。</u>	れていること。 (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。 (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。	を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で<u>厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。</u> 【専門職大学院設置基準】 （成績評価基準等の明示等） 第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
解釈指針 4-1-1-1 基準 4-1-1 にいう各授業科目における「達成度」は、当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。	解釈指針 4-1-1-1 基準 4-1-1 にいう各授業科目における「達成度」は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。	
解釈指針 4-1-1-2 (1) 基準 4-1-1 (2) にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する<u>法科大学院としての一般的な方針</u>が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。 <u>(2) 絶対評価方式を採る場合にあっては、授業科目間において評価の尺度が共通しており、また、</u>	解釈指針 4-1-1-2 基準 4-1-1 (1) にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。	

新	旧	関係法令等
<u>教員間において尺度の設定に関する認識が共有されていることが必要である。</u>		
解釈指針 4-1-1-3 <u>基準 4-1-1 (3) に関して、次の各号に掲げる措置又はこれに準ずる措置が講じられていることが必要である。</u> (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 (2) 各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。	解釈指針 4-1-1-3 <u>基準 4-1-1 (2) にいう「措置」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</u> (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 (2) 各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。	
解釈指針 4-1-1-4 <u>基準 4-1-1 (4) にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ（成績の各ランクに学生が何人存在しているか、又はその割合を示すデータのことをいう。）及び筆記試験やレポート課題等における成績評価の基準（筆記試験答案、レポート等を採点する際に、どのような点について言及することが求められているのか等、採点のポイントを示すものをいう。）を含む。</u>	解釈指針 4-1-1-4 <u>基準 4-1-1 (3) にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ及び筆記試験における成績評価の基準を含む。</u>	
解釈指針 4-1-1-5 <u>基準 4-1-1 (6) にいう「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。</u>	解釈指針 4-1-1-5 <u>基準 4-1-1 (5) にいう「再試験」とは、筆記試験の成績を考慮要素とする成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。</u>	
解釈指針 4-1-1-6 <u>再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではないと認められる相当の理由が存在していることが必要である。</u>	(新設)	

新	旧	関係法令等
<u>解釈指針 4-1-1-7</u> 成績評価に当たり、レポート、平常点等の評価を行う際には、個々の学生の能力及び資質を適正に評価していることが必要である。	(新設)	
4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。	4-1-2 (同左)	
解釈指針 4-1-2-1 進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。	解釈指針 4-1-2-1 (同左)	
解釈指針 4-1-2-2 進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が導入され、かつ、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定のために活用されていることが望ましい。	解釈指針 4-1-2-2 進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。	
解釈指針 4-1-2-3 進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。	解釈指針 4-1-2-3 (同左)	
4-2 修了認定及びその要件	(同左)	
4-2-1：重点基準 法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。 (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を	4-2-1：重点基準 法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。 (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を	【専門職大学院設置基準】 (法科大学院の課程) 第十八条 2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。 (他の大学院における授業科目の履修等) 第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるとき

新	旧	関係法令等
修得していること。 この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 ただし、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。 イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。 ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない	修得していること。 この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 ただし、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。 イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。 ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない	は、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。 ２ 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。 （入学前の既修得単位等の認定） 第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 ２ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

新	旧	関係法令等
い範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。 ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。 (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。 なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、力に属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。 ア 公法系科目 8単位 イ 民事系科目 24単位 ウ 刑事系科目 10単位 エ 法律実務基礎科目 10単位 オ 基礎法学・隣接科目 4単位 カ 展開・先端科目 12単位 (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。	い範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。 ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。 (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。 なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められるものについては、力に属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。 ア 公法系科目 8単位 イ 民事系科目 24単位 ウ 刑事系科目 10単位 エ 法律実務基礎科目 10単位 オ 基礎法学・隣接科目 4単位 カ 展開・先端科目 12単位 (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、<u>修了要件単位数の3分の1以上修得していること</u>（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。<u>ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。</u>	(法科大学院の課程の修了要件) 第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。 (法科大学院における在学期間の短縮) 第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。 (法学既修者) 第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。 3 第一項の規定により法学既修者について修得し

新	旧	関係法令等
		たものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。 【専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号)】 第五条 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。 【平成 26 年 8 月 11 日 26 文科高第 393 号 文部科学省高等教育局長通知】 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」 三 実務経験等を有する者の展開・先端科目の取扱いについて 入学前に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とすること。 ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、概ね 2～4 単位を目途とすることが適切であること。 なお、当該取扱いについては、法律基本科目を重点的に学ぶことが必要とされる法学既修者に適用することも可能であること。

新	旧	関係法令等
解釈指針 4-2-1-1 基準 4-2-1 (1) ウのただし書に定める単位数は、基準 2-1-5 のただし書による単位数に限るものとする。	解釈指針 4-2-1-1 (同左)	
解釈指針 4-2-1-2 法科大学院の修了判定に当たっては、GPA 制度が導入され、かつ、到達目標の達成度を評価するものとして活用されていることが望ましい。	解釈指針 4-2-1-2 法科大学院の修了判定に当たっては、GPA 制度が効果的に活用されていることが望ましい。	
解釈指針 4-2-1-3 基準 4-2-1 (2) の「十分な実務経験」とは、例えば、<u>租税法等について租税関係業務、特許法について特許関係業務、信託法について信託関係業務等、展開的・先端的な法領域に関する業務についての専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。</u>	解釈指針 4-2-1-3 基準 4-2-1 (2) の「十分な実務経験」とは、例えば、<u>税務署における課税・徴収・調査・税務相談等の部門における執務、企業の知的財産部門における執務、信託銀行における信託財産の運用・管理部門での執務など、展開的・先端的な法領域に関する専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。</u>	
解釈指針 4-2-1-4 基準 4-2-1 (2) にいう「実務経験等を評価した上で適当と認められるもの」について認められる法律基本科目の履修は、法律基本科目の選択必修科目又は選択科目に限られる。	解釈指針 4-2-1-4 (同左)	
解釈指針 4-2-1-5 当該法科大学院が基準 4-2-1 (2) にいう「かに定める単位数」に算入することのできる単位数を認定するに当たっては、当該法科大学院における展開・先端科目に属する各授業科目を履修した場合に取得することのできる単位数に照らして、対象となる学生の実務経験を評価し、適正に判断することが必要である。	解釈指針 4-2-1-5 (同左)	
4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。	4-2-2 (同左)	

新	旧	関係法令等
4-3 法学既修者の認定	(同左)	
4-3-1: 重点基準 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。	4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（ <u>いわゆる法学既修者として認定する</u> ）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。	
解釈指針 4-3-1-1 「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、基準 4-2-1 (1) ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。	解釈指針 4-3-1-1 (同左)	
解釈指針 4-3-1-2 <u>法律科目試験については、各試験科目について最低基準点を設定するなど、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させ、あるいは法学既修者として認定する措置を講じていることが必要である。</u>	解釈指針 4-3-1-2 (新設)	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 平成 21 年 4 月 17 日】 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告） 第 1 入学者の質と多様性の確保 3. 法学既修者認定の厳格化 また、法学既修者認定試験の合格判定について、例えば、ある科目で 1 割程度しか得点できていなくても、各科目の総合得点で一定水準に達しているため合格としているなど、法科大学院によっては、もっぱら総合点の成績のみを勘案して、個別の科目の点数が著しく低い場合も法学既修者として認定している場合も見られるが、履修免除措置の厳格な運用の観点から、各法科大学院においては、 <u>それぞれの試験科目について、最低基準点を設定することにより、一定水準の学修を終えたとは認められない科目について履修を免除することがないようにすべきである。</u>
解釈指針 4-3-1-3 当該法科大学院が法学既修者として認定した者に	解釈指針 4-3-1-2 (同左)	

新	旧	関係法令等
ついて履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。		
解釈指針 4－3－1－4 (1) 法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。<u>この場合において、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。</u> ア <u>教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から 6 単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。</u> イ <u>法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2 年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとする</u>ことができる。 (2) <u>飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。</u> ア <u>法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1) アに定めた取扱いをすることができる。</u> イ <u>法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単</u>	解釈指針 4－3－1－3 法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。<u>ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から 6 単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。</u>	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 平成 21 年 4 月 17 日】 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告） 第 1 入学者の質と多様性の確保 3. 法学既修者認定の厳格化 法学既修者認定は、修業年限の 1 年短縮を伴っているため、履修免除は、原則として、<u>対象となる 1 年次配当の必修科目を一括して行うべきである。</u>ただし、全体としては優秀な成績を修めているが一部の科目においてのみ合格点に達することができなかった者について、<u>教育上有益と認められる場合には、当該不合格科目の履修を義務づけるという条件の下で法学既修者認定を行うことも考えられるが、これはあくまで例外的にのみ認められるべきであり、履修免除を行わない科目は、2 年次以降に履修する必要があることに鑑み、6 単位を上限とすべきである。</u>

新	旧	関係法令等
<u>位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。</u> <u>(3) 法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われていることが必要である。</u>		
解釈指針4-3-1-5 法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。	解釈指針4-3-1-4 (同左)	
解釈指針4-3-1-6 学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うに当たり、当該機関が実施する法律科目試験をもって当該法科大学院の法律科目試験の試験に代えることは認められない。	解釈指針4-3-1-5 学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことは認められない。<u>ただし、当該法科大学院がそのような結果を考慮することが法学既修者としての認定を行うために必要である理由を明らかにしている場合は、この限りでない。</u>	
解釈指針4-3-1-7 当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。	解釈指針4-3-1-6 (同左)	
第5章 教育内容等の改善措置	(同左)	
5-1 教育内容等の改善措置	(同左)	

新	旧	関係法令等
5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。	5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。	【専門職大学院設置基準】 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
解釈指針 5-1-1-1 「教育の内容・方法等の改善」の対象として、例えば、次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。 (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。 (3) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施等。 (4) 学生に対する教育指導に関する教員の資質能力の向上等。	解釈指針 5-1-1-1 「教育の内容及び方法の改善」の対象として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。 (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。	
解釈指針 5-1-1-2 「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了者を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。 (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。 (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。	解釈指針 5-1-1-2 「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了生を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。 (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。 (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。	

新	旧	関係法令等
解釈指針 5-1-1-3 「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、<u>また実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。</u> (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目<u>(複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目、実務家教員と研究者教員との連携が求められる法律実務基礎科目等)</u>については、<u>授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。</u>	解釈指針 5-1-1-3 「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、<u>実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。</u> (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、相互に連携する機会を十分に確保すること。	
解釈指針 5-1-1-4 「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が<u>法科大学院として継続的に実施されていることをいう。</u>	解釈指針 5-1-1-4 「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が<u>適切に実施されていることをいう。</u>	
第6章 入学者選抜等	(同左)	
6-1 入学者受入	(同左)	
6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、<u>入学者受入方針(アドミSSION・ポリシー)を設定していること。</u>	6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、<u>アドミSSION・ポリシー(入学者受入方針)を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。</u>	

新	旧	関係法令等
(削除)	解釈指針 6-1-1-1 <u>「必要な情報」とは、解釈指針 1 1-2-1-1 に定める事項をいう。</u>	
6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。	6-1-2 （同左）	【大学院設置基準】 （入学者選抜） 第一条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。	6-1-3 各法科大学院の <u>アドミッション・ポリシー</u> に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。	【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律】 （法曹養成の基本理念） 第二条 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、 <u>入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、</u> 少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。
解釈指針 6-1-3-1 入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。 （１）入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の	解釈指針 6-1-3-1 入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。 （１）入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の	

新	旧	関係法令等
割合が著しく高い場合には、それが<u>公平性、開放性及び多様性の確保に反する措置</u>によるものでないこと。 (2) 入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。 (3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。	割合が著しく高い場合には、それが<u>不当な措置</u>によるものでないことが明らかであること。 (2) 入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。 (3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。	
6－1－4：重点基準 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。	6－1－4：重点基準 (同左)	【専門職大学院設置基準】 第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。
解釈指針 6－1－4－1 入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	解釈指針 6－1－4－1 (同左)	
解釈指針 6－1－4－2 入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 (1) <u>適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。</u> <u>その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。</u> (2) <u>入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。</u>	解釈指針 6－1－4－2 入学者選抜において、適性試験の成績が、<u>適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。</u>	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第47回）資料 平成24年3月7日】 適性試験の最低基準点の設定について 【今後の考え方】 ○ 適性試験において著しく低い点数の者については、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮すると、これらの者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。 ○ その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。 ○ また、入学最低基準点の設定にあたっては、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験生に対して周知することが必要である。
解釈指針 6－1－4－3	(新設)	

新	旧	関係法令等
<u>法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加算事由とすることは適切ではない。</u> 解釈指針 6－1－4－4 <u>法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース 1 年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。</u> <u>法学既修者の入学試験において、学部 3 年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。</u>		
6－1－5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。	(新設) 6－1－5 (同左)	
解釈指針 6－1－5－1 多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。 (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するよう努めていること。 (3) 入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めていること。	解釈指針 6－1－5－1 多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価<u>できる</u>よう努めていること。 (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価<u>できる</u>よう努めていること。 (3) 入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めていること。 <u>(4) (3) の割合が 2 割に満たない場合には、入学者選抜の実施状況を公表するとともに、その満</u>	【専門職大学院設置基準】 (法科大学院の入学者選抜) 第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。 【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 53 号）】 (法科大学院の入学者選抜) 第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

新	旧	関係法令等
	<u>たなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。</u>	
6-2 収容定員及び在籍者数等	(同左)	
6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。	6-2-1 (同左)	【大学院設置基準】 (収容定員) 第十条 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。
解釈指針 6-2-1-1 「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。 <u>なお、年度ごとに入学定員が異なる場合は、直近3か年分の総和をもって収容定員とする。</u>	解釈指針 6-2-1-1 「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日 文部科学省告示第53号）】 (法科大学院の収容定員) 第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。 【平成14年8月5日 中央教育審議会答申】 法科大学院の設置基準等について（答申） (4) 教員組織等 専任教員数等（参考資料1） b 学生の収容定員は、入学定員に3（標準修業年限が3年を超える場合には、当該標準修業年限の数）を乗じて算出するものとする。（各年度毎に入学定員が異なる場合は直近3か年分の総和。） これは、ア 法科大学院の標準修業年限は3年であり、3年の課程の教育を実施するものであること、イ 現実にどの程度が2年で修了するかはあらかじめ確定し難いこと、等を勘案したものである。

新	旧	関係法令等
6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。	6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。	
解釈指針6-2-2-1 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう必要な措置が講じられている必要がある。	(新設)	
解釈指針6-2-2-2 5年の評価期間中において、評価実施年度における入学定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間に於いて入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、原則として、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。	(新設)	【平成27年3月31日 26文科高第1130号 文部科学省高等教育局長通知】 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」 2 留意事項 (3) 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること。 ② 入学定員充足率（目安：50%）／入学者数（目安：10名） 本指標が目安を下回っている場合には、教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しつつも、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。
解釈指針6-2-2-3 双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するため、入学者数が原則として10人を下回らないこと。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。	(新設)	
6-2-3：重点基準 在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。	6-2-3：重点基準 (同左)	
解釈指針6-2-3-1 「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。	解釈指針6-2-3-1 (同左)	

新	旧	関係法令等
解釈指針 6-2-3-2 <u>入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、入学者選抜における競争倍率は、原則として2倍を下回らないことが必要である。</u> なお、5年の評価期間中において、評価実施年度に入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間に於いて入学者選抜における競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合には、十分な競争倍率に達しているとはいえない。	(新設)	【平成27年3月31日 26文科高第1130号 文部科学省高等教育局長通知】 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」 2 留意事項 (3) 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること。 ① 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍） 本指標が目安を下回っている場合には、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとはいえないなど、入学者の質の保証への影響が懸念される。そのため、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質の確保がなされているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。
第7章 学生の支援体制	(同左)	
7-1 学習支援	(同左)	
7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。	7-1-1 (同左)	
解釈指針 7-1-1-1 「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。<u>また、導入ガイダンスや事前学習会等を入学前に実施する場合には基準7-1-1という「学習支援」に含まれる。</u>	解釈指針 7-1-1-1 「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。	

新	旧	関係法令等
解釈指針 7-1-1-2 「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮が<u>されている</u>ことが必要である。 (1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮が<u>されている</u>こと。 (2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮が<u>されている</u>こと。	解釈指針 7-1-1-2 「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮が<u>なされている</u>ことが必要である。 (1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮が<u>なされている</u>こと。 (2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮が<u>なされている</u>こと。	
解釈指針 7-1-1-3 「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。	解釈指針 7-1-1-3 (同左)	
解釈指針 7-1-1-4 「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者<u>(事務職員及び図書館職員を除く。)</u>による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。	解釈指針 7-1-1-4 「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。	
<u>解釈指針 7-1-1-5</u> <u>解釈指針 7-1-1-4 において、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。</u>	(新設)	
7-2 生活支援等	(同左)	

新	旧	関係法令等
7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。	7-2-1 (同左)	
解釈指針 7-2-1-1 「経済的支援」とは、入学料・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。	解釈指針 7-2-1-1 (同左)	
解釈指針 7-2-1-2 「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。	解釈指針 7-2-1-2 (同左)	
7-3 障害のある学生に対する支援	(同左)	
7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。 (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。 (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。	7-3-1 (同左)	
7-4 職業支援（キャリア支援）	(同左)	
7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。	7-4-1 (同左)	
第8章 教員組織	(同左)	
8-1 教員の資格及び評価	(同左)	

新	旧	関係法令等
８－１－１：重点基準 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。	８－１－１：重点基準 （同左）	【専門職大学院設置基準】 （教員組織） 第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。
８－１－２：重点基準 基準８－１－１に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 （１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 （２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 （３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	８－１－２：重点基準 （同左）	【専門職大学院設置基準】 第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
解釈指針８－１－２－１ 基準８－１－２に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち基準８－１－２の資格を有する者（大学院設置基準第８条第３項及び第９条第２項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。	解釈指針８－１－２－１ （同左）	【専門職大学院設置基準】 第五条 ２ 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。
８－１－３ 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。	８－１－３ （同左）	
８－２ 専任教員の配置及び構成	（同左）	

新	旧	関係法令等
8-2-1：重点基準 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。	8-2-1：重点基準 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）】 第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。
解釈指針8-2-1-1 基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専属専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。	解釈指針8-2-1-1 基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）】 第一条 2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。
解釈指針8-2-1-2 基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専属専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。	解釈指針8-2-1-2 基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）】 第一条 3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。
解釈指針8-2-1-3 法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専属専任教員が適切に置かれていることが望ましい。	解釈指針8-2-1-3 法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員が適切に置かれていることが望ましい。	
8-2-2：重点基準 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも	8-2-2：重点基準 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも	

新	旧	関係法令等
当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	
解釈指針 8-2-2-1 専任教員の科目配置について、入学定員 100 人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の<u>専属専任教員</u>が各科目に置かれていることが必要である。 (1) 入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の<u>専属専任教員</u>が置かれていること。 (2) 入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に 4 人、刑事法系に 4 人、民法に関する分野に 4 人、商法に関する分野に 2 人、民事訴訟法に関する分野に 2 人の<u>専属専任教員</u>が置かれていること。	解釈指針 8-2-2-1 専任教員の科目配置について、入学定員 100 人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の<u>専任教員</u>が各科目に置かれていることが必要である。 (1) 入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の<u>専任教員</u>が置かれていること。 (2) 入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に 4 人、刑事法系に 4 人、民法に関する分野に 4 人、商法に関する分野に 2 人、民事訴訟法に関する分野に 2 人の<u>専任教員</u>が置かれていること。	
8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める<u>授業科目</u>については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること。	8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる<u>授業科目</u>については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること。	
解釈指針 8-2-3-1 「専任教員の科目別配置等のバランス」については、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて、<u>基礎法学・隣接科目、展開・先端科目</u>に専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。	解釈指針 8-2-3-1 「専任教員の科目別配置等のバランス」については、<u>基礎法学・隣接科目、展開・先端科目</u>に、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。	【大学院設置基準】 (教員組織) 第八条 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
8-2-4：重点基準 基準 8-2-1 に定める<u>専属専任教員</u>の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。	8-2-4：重点基準 基準 8-2-1 に定める<u>専任教員</u>の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）】 第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専

新	旧	関係法令等
		門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。
解釈指針 8-2-4-1 基準 8-2-4 に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。	解釈指針 8-2-4-1 (同左)	
解釈指針 8-2-4-2 基準 8-2-4 に定める実務家教員については、基準 8-2-4 に定めるおおむね 2 割の専属専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内に限り、専任教員以外の者であっても、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。	解釈指針 8-2-4-2 基準 8-2-4 に定めるおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）】 第二条 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
8-2-5 基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。	8-2-5 基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）】 第二条 4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。
8-3 教員の教育研究環境	同左	
8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。	8-3-1 (同左)	

新	旧	関係法令等
解釈指針 8-3-1-1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 20 単位以下であることが望ましい。なお、年間 30 単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。	解釈指針 8-3-1-1 （同左）	
8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。	8-3-2 （同左）	
8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。	8-3-3 （同左）	
第 9 章 管理運営等	（同左）	
9-1 管理運営の独自性	（同左）	
9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。	9-1-1 （同左）	【学校教育法】 第九十三条 大学に、教授会を置く。 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

新	旧	関係法令等
解釈指針 9-1-1-1 「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。	解釈指針 9-1-1-1 (同左)	
解釈指針 9-1-1-2 「法科大学院の運営に関する会議」は、当該法科大学院の専任教授により構成されていることが必要である。 ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。	解釈指針 9-1-1-2 (同左)	【学校教育法】 第九十三条 4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。
解釈指針 9-1-1-3 法科大学院の適切な運営のために、解釈指針 9-1-1-1 の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議の結果及び意見が尊重されていることが必要である。	解釈指針 9-1-1-3 法科大学院の運営の独自性を担保するために、解釈指針 9-1-1-1 の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていることが必要である。	
9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。	9-1-2 (同左)	【大学院設置基準】 (事務組織) 第四十二条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。
9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。	9-1-3 (同左)	【大学院設置基準】 (教育研究環境の整備) 第二十二條の三 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。
解釈指針 9-1-3-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。	解釈指針 9-1-3-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設け、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。	
第10章 施設、設備及び図書館等	(同左)	

新	旧	関係法令等
10-1 施設、設備及び図書館等	(同左)	
10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。	10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、 <u>実習室</u> 、 <u>自習室</u> 、 <u>図書館</u> 、 <u>教員室</u> その他の施設が備えられていること。	【専門職大学院設置基準】 (専門職大学院の諸条件) 第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。
解釈指針10-1-1-1 「教室」及び「演習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、 <u>教育方法上の必要に応じて設備及び機器が整備されていることが必要である。</u>	解釈指針10-1-1-1 「教室」、 <u>「演習室」</u> 及び <u>「実習室」</u> は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、 <u>授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。</u>	【大学院設置基準】 (講義室等) 第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。 (機械、器具等) 第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。
解釈指針10-1-1-2 「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。 また、「自習室」の配置及び使用方法等において、 <u>学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されていることが必要である。</u>	解釈指針10-1-1-2 「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。 また、 <u>学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、「自習室」の配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。</u>	
解釈指針10-1-1-3 「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。 <u>学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生</u>	解釈指針10-1-1-3 「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。	【大学院設置基準】 (図書等の資料) 第二十一条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

新	旧	関係法令等
<u>の専用又は優先利用のために備えられるなど、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。</u> <u>法科大学院が管理に参画していない「図書館」に図書及び資料を備えている場合でも、その収集、配置、利用方法について、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていることが必要である。</u>		
解釈指針 10-1-1-4 「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。 図書館の職員には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて<u>学生に随時助言することのできる者</u>が含まれていることが必要である。	解釈指針 10-1-1-4 「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。 図書館の職員は、<u>司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。</u>	
解釈指針 10-1-1-5 「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。	解釈指針 10-1-1-5 (同左)	
解釈指針 10-1-1-6 教員が学生と面談するスペースは、<u>面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている</u>ことが必要である。	解釈指針 10-1-1-6 教員が学生と面談できる<u>独立したスペースが確保</u>されていることが必要である。	
解釈指針 10-1-1-7 図書館を除く各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することのできる状況にあることが必要である。	解釈指針 10-1-1-7 図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することのできる状況にあることが必要である。	【大学院設置基準】 (学部等の施設及び設備の共用) 第二十三条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。
<u>解釈指針 10-1-1-8</u> <u>施設の維持管理に当たっては、通常利用時及び緊</u>	(新設)	

新	旧	関係法令等
急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されていることが必要である。		
第 1 1 章 自己点検及び評価等	(同左)	
1 1 - 1 自己点検及び評価	(同左)	
1 1 - 1 - 1 : 重点基準 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。	1 1 - 1 - 1 : 重点基準 (同左)	【学校教育法】 第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 【学校教育法施行規則】 第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。
解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1 法科大学院に関する自己点検及び評価を実施するための適当な体制を、法科大学院を置く大学において整備する場合には、当該法科大学院の意見を聴取し、かつ自己点検及び評価の結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されるよう、十分に配慮されていることが必要である。	(新設)	
解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2 「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。 (1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること	解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1 「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。 (1) 教育課程の編成 (2) 成績評価の状況 (3) 入学者選抜の状況	【学校教育法施行規則】 第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

新	旧	関係法令等
<u>(2) 教育内容及び方法に関する事</u> <u>(3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関する事</u> <u>(4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関する事</u> <u>(5) 収容定員及び学生の在籍状況に関する事</u> <u>(6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関する事</u> <u>(7) 教員組織及び教育能力に関する事</u>	<u>(4) 学生の在籍状況</u> <u>(5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況</u> <u>(6) 修了者の進路及び活動状況</u>	
解釈指針 1 1-1-1-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。	解釈指針 1 1-1-1-2 (同左)	
解釈指針 1 1-1-1-4 <u>自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行い、その結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが望ましい。</u>	<u>1 1-1-2</u> <u>自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。</u>	
(解釈指針 1 1-1-1-4に統合)	解釈指針 1 1-1-2-1 「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」には、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者が含まれていることが必要である。	
1 1-2 情報の公表	(同左)	
1 1-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。	1 1-2-1 <u>法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積</u>	【学校教育法】 第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表

新	旧	関係法令等
	<u>極的に提供</u>されていること。	<u>するものとする。</u> 【学校教育法施行規則】 第百七十二条の二 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。 【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）】 （法科大学院の入学者選抜） 第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。 2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。
解釈指針1 1－2－1－1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 （1）設置者に関する<u>こと</u> （2）教育の理念及び目標に関する<u>こと</u> （3）教育上の基本組織に関する<u>こと</u> （4）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関する<u>こと</u> （5）<u>入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること</u> （6）<u>収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること</u> （7）<u>標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</u>	解釈指針1 1－2－1－1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項の積極的な提供とは、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている<u>ことをいう</u>。 （1）設置者 （2）教育の理念及び目標 （3）教育上の基本組織 （4）教員組織 （5）<u>収容定員及び在籍者数</u> （6）<u>入学者選抜</u> （7）標準修業年限 （8）教育課程及び教育方法	【学校教育法施行規則】 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的に関する<u>こと</u> 二 教育研究上の基本組織に関する<u>こと</u> 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する<u>こと</u> 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する<u>こと</u> 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する<u>こと</u> 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する<u>こと</u> 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育

新	旧	関係法令等
(8) <u>学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関する事</u> (9) <u>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関する事</u> (10) <u>授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関する事</u> (11) <u>学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事</u> (12) <u>修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関する事</u>	(9) <u>成績評価、進級及び課程の修了</u> (10) <u>学費及び奨学金等の学生支援制度</u> (11) <u>修了者の進路及び活動状況</u>	研究環境に関する事 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 【平成 22 年 6 月 16 日 22 文科高第 236 号 文部科学大臣政務官通知】 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」 第一 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の改正の概要と留意点 (1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 （第 172 条の 2 第 1 項関係） 【1】 大学の教育研究上の目的に関する事。 （第 1 号関係） これは、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 2 条（本省令による改正前の第 2 条の 2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成 19 年 7 月 31 日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。 【2】 教育研究上の基本組織に関する事。 （第 2 号関係） その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

新	旧	関係法令等
		【3】 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係） その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。 教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。 各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。 【4】 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。（第4号関係） その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。 就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。 【5】 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。（第5号関係） これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバス

新	旧	関係法令等
		や年間授業計画の概要を活用することが考えられること。 【6】 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係） これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。 【7】 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係） その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。 【8】 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係） その際、寄宿舍や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。 【9】 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係） その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。 (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係） (3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネ

新	旧	関係法令等
		ットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。 (第 172 条の 2 第 3 項関係) 第三 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (平成 16 年文部科学省令第 7 号) の改正の概要 大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際、上記第一の改正を踏まえ、大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。 (第 1 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項関係) 【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 平成 21 年 4 月 17 日】 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について (報告) 第 4 質を重視した評価システムの構築 2. 積極的な情報公開の促進 今後、各法科大学院においては、例えば、以下のよう な情報を一層、積極的に提供していく必要がある。 ・ <u>入学者選抜に関するもの</u> (志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点など) ・ <u>教育内容等に関するもの</u> (カリキュラム、到達目標、進級・修了基準、進級率など) ・ <u>教員に関するもの</u> (担当教員の教育研究業績など) ・ <u>司法試験をはじめとする修了者の進路等に関するもの</u> (修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など) ・ <u>学生への生活支援に関するもの</u> (奨学金制度など)

新	旧	関係法令等
		このような各法科大学院における情報(特に修了者の進路など)については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される。
<u>解釈指針 1 1-2-1-2</u> <u>解釈指針 1 1-2-1-1 の各号に掲げる事項のほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表していることが望ましい。</u>	(新設)	【学校教育法施行規則】 第七十二条の二 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
<u>解釈指針 1 1-2-1-3</u> <u>解釈指針 1 1-2-1-1 (4) にいう各教員の教育研究業績及び実務経験には、次の各号に掲げる事項を含むことが必要である。</u> <u>(1) 研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績</u> <u>(2) 実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作</u> <u>(3) 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動</u>	<u>解釈指針 1 1-2-1-2</u> <u>解釈指針 1 1-2-1-1 (4) には、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料を含む。</u> <u>また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表されていることが望ましい。</u>	
1 1-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。	1 1-2-2 (同左)	
<u>解釈指針 1 1-2-2-1</u> <u>「評価の基礎となる情報」には、基準 1 1-2-1 に定める法科大学院の教育活動等の状況に関する文書、自己点検及び評価の結果に関する文書、並びに筆記試験問題及び答案その他成績評価の基礎となる資料を含む。</u>	<u>解釈指針 1 1-2-2-1</u> <u>「評価の基礎となる情報」には、基準 1 1-2-1 に定める法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、並びに自己点検及び評価の結果に関する文書を含む。</u>	
<u>解釈指針 1 1-2-2-2</u> <u>「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。</u>	<u>解釈指針 1 1-2-2-2</u> (同左)	
Ⅲ 評価の組織及び方法等	(同左)	

新	旧	関係法令等
1 評価の種類	(同左)	
1-1 学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。 (1) 本評価 法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価 (2) 追評価 本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価	1-1 (同左)	【学校教育法】 第百九条 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
1-2 本評価に先立ち、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について実施する評価を予備評価という。	1-2 (同左)	
1-3 法科大学院は、5年以内ごとに本評価を受けるものとする。 追評価を受けた法科大学院については、次の評価の時期は、当該追評価の実施年度からではなく、本評価の実施年度から起算するものとする。	1-3 (同左)	【学校教育法施行令】 (認証評価の期間) 第四十条 法第百九条第二項(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は <u>五年以内</u> とする。
2 評価の組織	(同左)	
2-1 機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。 (1) 法科大学院認証評価委員会 法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」と	2-1 機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。 (1) 法科大学院認証評価委員会 法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」と	【学校教育法】 第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するため

新	旧	関係法令等
いう。)は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。 ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更 イ 評価結果の確定 (2) 評価部会及び運営連絡会議等 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、<u>評価結果(原案)</u>を作成する。 運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、<u>評価結果(原案)</u>の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。 特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。	いう。)は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。 ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更 イ 評価報告書等の作成 (2) 評価部会及び運営連絡会議等 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、<u>評価報告書原案</u>を作成する。 運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、<u>評価報告書原案</u>の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。 特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。	に必要な体制が整備されていること。 【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。 (法科大学院に係る法第百十条第二項 各号を適用するに際して必要な細目) 第四条 2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。
2-2 評価委員会、評価部会、運営連絡会議及び専門部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。	2-2 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第二条 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
2-3 機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十	2-3 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第二条 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

新	旧	関係法令等
分な研修を実施する。		
3 評価の方法等	(同左)	
3-1 機構は、毎年度、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、評価を実施する。 申請の方法等については、別に定める。	3-1 (同左)	【学校教育法】 第百九条 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。
3-2 機構は、評価の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。	3-2 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第三条 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
3-3 評価の手順は次のとおりとする。 (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。 (2) (1)の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。 (3) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。	3-3 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 (法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学に

新	旧	関係法令等
		おける特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
3－4 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。 書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。 訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。	3－4 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 (法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第一条 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
3－5 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。 意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。 意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。	3－5 (同左)	【学校教育法】 第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。 三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
3－6 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書(法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。)を	3－6 (同左)	【学校教育法施行規則】 第百七十一条 学校教育法第百十条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

新	旧	関係法令等
機構のウェブサイトに掲載する。		
4 教員組織調査	(同左)	
4－1 教員組織調査は、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するものとする。	4－1 (同左)	
4－2 教員組織調査を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。	4－2 (同左)	
4－3 予備評価においては、教員組織調査は実施しない。	4－3 (同左)	
5 追評価	(同左)	
5－1 機構は、本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。 当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。 申請の方法等については、別に定める。	5－1 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 (法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第四条 三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
5－2 機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活	5－2 (同左)	

新	旧	関係法令等
動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。		
5－3 追評価を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。	5－3 (同左)	
6 予備評価	(同左)	
6－1 法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。	6－1 (同左)	
6－2 予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。 なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。	6－2 (同左)	
6－3 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、法科大学院に適格認定を与えるものではない。	6－3 (同左)	
7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保	(同左)	

新	旧	関係法令等
7-1 (1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、調査実施年度に適用される評価基準の重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。 (2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。 ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。 (3) 機構は、年次報告書又は対応状況報告書の提出のない場合には、その旨を公表する。	7-1 (1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。 (2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。 ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。 (3) 機構は、年次報告書又は対応状況報告書の提出のない場合には、その旨を公表する。	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第三条 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。
7-2 (1) 機構は、年次報告書を調査した結果、<u>教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般</u>について、<u>重要な変更又は状況の変化</u>があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に<u>変更又は変化</u>の内容を付記する。 (2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。	7-2 (1) 機構は、年次報告書を調査した結果、<u>教育課程又は教員組織</u>について、<u>重要な変更</u>があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に<u>変更内容</u>を付記する。 (2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。	

新	旧	関係法令等
7-3 機構は、年次報告書を調査した結果、重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。	7-3 (同左)	
7-4 年次報告書及び対応状況報告書等を調査するため、評価委員会の下に専門部会を置く。	7-4 (同左)	
8 情報公開	(同左)	
8-1 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。	8-1 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 第三条 一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
8-2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 3-6により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。	8-2 (同左)	【独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律】 (法人文書の開示義務) 第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。
9 評価基準の改定等	(同左)	
9-1 機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。 評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及	9-1 (同左)	【学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】 (法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目) 第一条 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じているこ

新	旧	関係法令等
び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。 なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。		と。
10 評価手数料	(同左)	
10-1 評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。	10-1 (同左)	

※平成28年度実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 29 年 3 月改定）

改定案	現行	関係法令等
第 2 章 教育内容	(同左)	
2-1 教育内容	(同左)	
2-1-1：重点基準 <u>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。</u> すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。	2-1-1：重点基準 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。	【専門職大学院設置基準】 (教育課程) 第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 【学校教育法施行規則】 第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。 【平成 28 年 3 月 31 日 27 文科高第 1187 号 文部科学省高等教育局長通知】 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」 第二 留意事項 3 大学院については入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定されているが、これは、改正前における同様の規定（第 172 条の 2 第

改定案	現行	関係法令等
		1 項第 4 号) について、今般の改正の際に整理を行ったものであり、従前の規定の趣旨から変更はないこと。なお、大学院においても、それぞれの自主的・自律的な判断に基づき、課程の修了の認定に関する方針や教育課程の編成及び実務に関する方針の策定に積極的に取り組むことが期待されること。
第 9 章 管理運営等	(同左)	
9－1 管理運営の独自性	(同左)	
9－1－2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。 また、<u>法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5－1－1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。</u>	9－1－2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。	【大学院設置基準】 (研修の機会等) 第四十三条 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 【平成 28 年 3 月 31 日 27 文科高第 1186 号 文部科学省高等教育局長通知】 「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」 第二 留意事項 1 専門職大学院の扱いについて 専門職大学院については、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 42 条第 1 項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなること。 2 対象となる職員について 「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。

改定案	現行	関係法令等
<u>解釈指針 9-1-2-1</u> <u>「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</u> <u>(1) 個々の教職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、実施する研修の具体的な対象や内容、形態等については、当該法科大学院において、その特性や実態を踏まえ、各教職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。</u> <u>(2) 当該法科大学院による独自の研修その他の取組の実施を義務付ける趣旨ではなく、当該法科大学院を置く大学が全学的に実施する研修その他の取組をもって法科大学院の研修その他の取組に代えることを妨げるものではない。</u> <u>(3) 当該法科大学院や当該大学以外の関連団体等が実施する研修その他の取組に教職員が参加する機会を設けること。</u>	(新設)	【平成 28 年 3 月 31 日 27 文科高第 1186 号 文部科学省高等教育局長通知】 「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」 第二 留意事項 3 「機会を設けること」について (1) 今回の改正は、個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、SD の具体的な対象や内容、形態等については、各大学等において、その特性や実態を踏まえ、各職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。 (2) SD の機会については、各大学等が自ら企画して設けるほか、関連団体等が実施する研修に職員が参加する機会を設けることなどが考えられること。 4 「その他必要な取組」について SD を効果的・効率的に実施する観点から、各大学等において、その実情に応じ、例えば職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定するなどの取組を行うことが期待されること。
第 1 1 章 自己点検及び評価等	(同左)	
1 1 - 2 情報の公表	(同左)	
1 1 - 2 - 1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。	(同左)	

改定案	現行	関係法令等
解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 (1) 設置者に関すること (2) 教育の理念及び目標に関すること (3) 教育上の基本組織に関すること (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること (5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること (7) <u>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、</u>標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生教育環境に関すること (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること	解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 (1) 設置者に関すること (2) 教育の理念及び目標に関すること (3) 教育上の基本組織に関すること (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること (5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること (7) 標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生教育環境に関すること (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること	【学校教育法施行規則】 第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 【平成 28 年 3 月 31 日 27 文科高第 1187 号 文部科学省高等教育局長通知】 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」 第二 留意事項 1 今回の改正は、各大学等における三つの方針について、その策定及び公表を法令上位置付けたものであり、本改正省令の施行日である平成 29 年 4 月 1 日以降、全ての大学等において、三つの方針が策定・公表されている必要があること。

※ 平成 29 年度実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 29 年 6 月改定）

（下線の部分は改定部分）

新	旧	関係法令等
第 6 章 入学者選抜等	（同左）	
6－1 入学者受入	（同左）	
6－1－4：重点基準 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。	（同左）	【専門職大学院設置基準】 第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。
解釈指針 6－1－4－1 入学者選抜に当たっては、 <u>文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、</u> 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	解釈指針 6－1－4－1 入学者選抜に当たっては、 <u>適性試験を用いて、</u> 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 平成 29 年 2 月 13 日】 法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン P.1 1. はじめに ・ 本ガイドラインは、提言において、統一適性試験の利用を各法科大学院の任意とする場合、法学未修者選抜についてのガイドライン策定が必要とされたことを踏まえ、「公平性、開放性、多様性」といった理念を堅持しつつ、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための留意点を示し、各法科大学院の創意工夫によって入学者選抜を行う際の指針とすることを目的としたものである。
（削除）	解釈指針 6－1－4－2 入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 （1）適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入	【中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 平成 29 年 2 月 13 日】 法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン P.1 1. はじめに ・ なお、統一適性試験は、法学未修者・既修者ともに成績下位 15％に該当する者について入学を認めない取扱いを通じて、統一的かつ

新	旧	関係法令等
	学最低基準点を設定する必要がある。 <u>その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。</u> (2) 入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。	客観的な入学最低基準としての役割をも果たしてきたところであるが、統一適性試験の利用が任意化された後は、そのような統一的な入学最低基準としての機能を維持することは困難となる。このため、任意化後は各法科大学院において、本ガイドラインを踏まえつつ、各校の創意工夫による厳格な入学者選抜の実施が求められる。
解釈指針6-1-4-<u>2</u> 法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由とすることは適切ではない。	解釈指針6-1-4-<u>3</u> （同左）	
解釈指針6-1-4-<u>3</u> 法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース1年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。 法学既修者の入学試験において、学部3年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。	解釈指針6-1-4-<u>4</u> （同左）	
第11章 自己点検及び評価等	（同左）	
11-2 情報の公表	（同左）	
11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への	（同左）	

新	旧	関係法令等
掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。		
解釈指針 1 1－2－1－1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 (1) 設置者に関すること (2) 教育の理念及び目標に関すること (3) 教育上の基本組織に関すること (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること (5) 入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	解釈指針 1 1－2－1－1 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 (1) 設置者に関すること (2) 教育の理念及び目標に関すること (3) 教育上の基本組織に関すること (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること (5) 入学者受入方針、<u>適性試験の利用方法</u>、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	

新	旧	関係法令等
(12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関する事	(12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関する事	

※ 平成30年度以降に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 30 年 4 月改定）

（下線の部分は改定箇所）

新	旧	関係法令等
第 6 章 入学者選抜等	（同左）	
6－1 入学者受入	（同左）	
6－1－5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。	6－1－5 （同左）	【専門職大学院設置基準】 第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。
解釈指針 6－1－5－1 多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 （１）大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。 （２）実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するよう努めていること。	解釈指針 6－1－5－1 多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 （１）大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。 （２）実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するよう努めていること。 <u>（３）入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めていること。</u>	【平成 30 年 3 月 30 日 29 文科高第 1154 号 文部科学省高等教育局長通知】 「専門職大学院設置基準の一部を改正する省令等の公布について（通知）」 第一 改正の概要 2 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示（平成 30 年文部科学省告示第 66 号） （４）法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者（以下「法学未修者等」という。）の割合が 3 割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除すること。（第三条関係）

新	旧	関係法令等
第8章 教員組織	(同左)	
8-1 教員の資格及び評価	(同左)	
8-1-2：重点基準 基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	8-1-2：重点基準 (同左)	【専門職大学院設置基準】 第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
解釈指針8-1-2-1 基準8-1-2に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、<u>学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち基準8-1-2の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあっては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な</u>	解釈指針8-1-2-1 基準8-1-2に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、<u>博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち基準8-1-2の資格を有する者（大学院設置基準第8条第3項及び第9条第2項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。</u>	【専門職大学院設置基準】 第五条 2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち同項の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあつ

新	旧	関係法令等
変更がある場合に限る。)であって、当該設置から5年を経過するまでの間に限る。)		ては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。)であって、当該設置から五年を経過するまでの間に限る。))。
8-2 専任教員の配置及び構成	(同左)	
8-2-1：重点基準 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員(以下「<u>必置専任教員</u>」という。)が置かれていること。	8-2-1：重点基準 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員(以下「<u>専属専任教員</u>」という。)を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専属専任教員が置かれていること。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文科科学省告示第53号)】 第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号(大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件)の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数(以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。)又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員を置くものとする。ただし、法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合には、当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程の最小専門職大学院別専任

新	旧	関係法令等
		教員数を七とする。
(削除)	解釈指針 8-2-1-1 基準 8-2-1 により専攻ごとに置くものとされる<u>専属専任教員</u>は、専門職学位課程たる法科大学院について 1 専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。	
解釈指針 8-2-1-1 <u>解釈指針 8-1-2-1 に規定する博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外の専任教員を兼ねることのできる者の数については、大学院設置基準第 9 条第 1 項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。</u>	(新設)	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 53 号）】 第一条 2 専門職大学院設置基準第五条第三項に規定する博士課程を担当する教員以外の専任教員を兼ねることのできる者の数については、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。
解釈指針 8-2-1-2 基準 8-2-1 により専攻ごとに置くものとされる<u>必置専任教員</u>の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。	解釈指針 8-2-1-2 基準 8-2-1 により専攻ごとに置くものとされる<u>専属専任教員</u>の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 53 号）】 第一条 7 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

新	旧	関係法令等
(削除)	解釈指針 8-2-1-3 法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準 8-2-1 に定める数を超えて、 <u>専属専任教員</u> が適切に置かれていることが望ましい。	
8-2-2：重点基準 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる <u>専任教員</u> （専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	8-2-2：重点基準 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる <u>専属専任教員</u> （専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	
解釈指針 8-2-2-1 専任教員の科目配置について、入学定員 100 人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の <u>専任教員</u> が各科目に置かれていることが必要である。 （１）入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の <u>専任教員</u> が置かれていること。 （２）入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に 4 人、刑事法系に 4 人、民法に関する分野に 4 人、商法に関する分野に 2 人、民事訴訟法に関する分野に 2 人の <u>専任教員</u> が置かれていること。	解釈指針 8-2-2-1 専任教員の科目配置について、入学定員 100 人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の <u>専属専任教員</u> が各科目に置かれていることが必要である。 （１）入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の <u>専属専任教員</u> が置かれていること。 （２）入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に 4 人、刑事法系に 4 人、民法に関する分野に 4 人、商法に関する分野に 2 人、民事訴訟法に関する分野に 2 人の <u>専属専任教員</u> が置かれていること。	
8-2-4：重点基準 基準 8-2-1 に定める <u>必置専任教員</u> の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむ	8-2-4：重点基準 基準 8-2-1 に定める <u>専属専任教員</u> の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむ	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）】 第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置

新	旧	関係法令等
ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。	ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。	くものとされる専任教員の数又は同条第三項及び第四項若しくは同条第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。
解釈指針8-2-4-1 基準8-2-4に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。	解釈指針8-2-4-1 (同左)	
解釈指針8-2-4-2 基準8-2-4に定める実務家教員については、基準8-2-4に定めるおおむね2割の<u>必置専任教員</u>の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内に限り、専任教員以外の者であっても、1年につき<u>4</u>単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。	解釈指針8-2-4-2 基準8-2-4に定める実務家教員については、基準8-2-4に定めるおおむね2割の<u>専属専任教員</u>の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内に限り、専任教員以外の者であっても、1年につき<u>6</u>単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文科科学省告示第53号）】 第二条 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

新	旧	関係法令等
8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する<u>必置専任教員</u>の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。	8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する<u>専属専任教員</u>の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。	【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文科科学省告示第53号）】 第二条 4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

※ 平成30年度実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。